令和４年度児童家庭支援センター運営事業委託に係る契約希望者の公募について

令和４年３月７日

岩手県保健福祉部子ども子育て支援室

岩手県では、児童に関する家庭その他からの相談に応じ、必要な助言を行うとともに、児童相談所等との連絡調整を総合的に行い、地域の児童、家庭の福祉の向上を図ることを目的として児童家庭支援センターを設置することとし、その運営業務を委託により行います。

つきましては、令和４年度の当該委託事業の実施（受託）希望者を募集しますので、受託を希望する場合は、別紙「参加意思確認書」により、令和４年３月 18 日（金）までに、岩手県保健福祉部子ども子育て支援室に届け出てください。

記

１　公募に付する事項

令和４年度児童家庭支援センター運営事業委託

２　応募要件

本業務の応募要件は、次の各号の全てに該当するものであることとします。

(1) 県内に主たる事務所を有する社会福祉法人であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の４に該当しない者。

(3) 岩手県からの受託業務に関し、指名停止等の措置を受けていない者。

(4) 過去５年間で、児童の養護等に係る事業を行った実績を有すること。

３　委託事業の内容

(1) 目的

地域の児童の福祉に関する各般の問題につき、児童に関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに応じ、必要な助言を行うとともに、市町村の求めに応じ、技術的助言その他必要な援助を行うほか、保護を要する児童又はその保護者に対する指導を行い、あわせて児童相談所、児童福祉施設、里親等との連絡調整等を総合的に行い、地域の児童、家庭の福祉の向上を図ることを目的とする。

(2) 内容

ア　実施期間

令和４年４月１日から令和５年３月 31 日まで

イ　実施場所

岩手県内

ウ　実施事業

(ｱ) 児童家庭支援センター運営事業

(ｲ) 指導委託促進事業

エ　事業実施に伴う業務等

(ｱ) 地域・家庭からの相談に応じる事業

(ｲ) 市町村の求めに応ずる事業
(ｳ) 都道府県（児童相談所）からの受託による指導
(ｴ) 里親等への支援
(ｵ) 関係機関等との連携・連絡調整

(3) 留意事項

ア　住民の利用度の高い時間に対応できる体制をとるよう配慮すること。
イ　当該児童及び家庭に係る援助計画を作成し、これに基づく援助を行うなど、計画的な援助の実施を図ること。
ウ　処遇の適正な実施を図るため、相談者に係る基礎的事項、援助計画の内容及び実施状況等を記録に止めるとともに、個人の身上に関する秘密が守られるよう、記録を適切に管理すること。
エ　相談を受けた場合等は、訪問や通所等の方法による援助をはじめ、必要に応じ関係機関との調整を図る等、柔軟かつ速やかに必要な援助活動を展開すること。
オ　相談の実施に当たっては、母子自立支援員、婦人相談員、家庭相談員、児童委員等との連携を図ること。

4　応募手続等

(1) 募集期間

令和４年３月７日（月）から令和４年３月 18 日（金）まで（必着）

(2) 応募手続

別紙「参加意思確認書」及び関係書類１部を岩手県保健福祉部子ども子育て支援室あて提出してください。

5　契約予定人の選定方法

応募要件を満たさない者の届出は無効とし、応募者が１者の場合には、当該届出のあったものを「契約予定人」とし、２者以上の場合には別途企画提案の方法により「契約予定人」を選定します。

また、「契約予定人」となった場合は、別途見積書を提出していただき、県の定める予算価格の範囲内であれば契約することとなりますので、「契約予定人」となったことによって契約を確約するものではありません。

6　その他

本事業については、令和４年度当初予算の成立を前提として募集を行うものであり、予算編成状況や県議会での審議状況等により、契約締結前に内容の変更、募集の停止等の措置を行うことがあります。

7　応募・照会窓口

〒020-8570　岩手県盛岡市内丸 10-1
岩手県保健福祉部子ども子育て支援室　子ども家庭担当
電話 019-629-5463　　FAX 019-629-5464